

秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 たばこによる健康被害防止対策について検討、協議を行うため、「秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 受動喫煙防止及び喫煙率低減のための環境整備に関する検討、協議
- (2) たばこによる健康被害防止に関する県民の意見聴取

(組織及び任期)

第3条 検討委員会の委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員の定数は、15名以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 検討委員会において必要があると認めるときは、委員長は関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(検討委員会の公開)

第6条 検討委員会は、原則として公開する。

- 2 検討委員会の公開方法その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(代理出席)

第7条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により検討委員会に出席できないときは、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。この場合において、団体を代表する委員は、検討委員会が開かれる前に委任状（様式第1号）を委員等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が検討委員会に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(委員以外の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討委員会に出席させて意見を述べ、または説明させることができる。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、秋田県健康福祉部健康づくり推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。